

武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成制度概要（令和 7 年 4 月～）

下線：改正案

1 制度概要

所定以下の所得の市民に対し、成年後見人等への報酬費用の助成を行う。

2 根拠

武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱

3 対象

(1) 住所要件（次のいずれかに該当すること）

- ・市内に住所を有する方
- ・市外施設等への入所、入居に伴って転出された方（住所地特例の方）

(2) 経済的要件（次のいずれかに該当すること）

- ・生活保護を受給されている方
- ・報酬支払費用を負担することにより生活保護等を必要とする状態になる方
- ・直近の市区町村民税が非課税であり、本人名義の流動資産（現金、預貯金、有価証券、保険契約等）の合計額が 80 万円以下である方

4 助成対象費用・期間

家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された額・報酬対象期間

5 助成金額

【在宅の方】月 28,000 円以内

【施設入所・入居者】月 21,000 円以内

6 申請方法

成年後見人等報酬支払費用助成申請書に必要事項を記入・押印の上、下記添付書類を添えて、地域支援課に提出。

7 添付書類

(1) 必ず提出が必要な書類

- ・登記事項証明書謄本
- ・代理権付与の審判決定書の写し（保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。）
- ・報酬付与審判書の写し
- ・財産目録、収支状況報告書及び成年後見等事務報告書（家庭裁判所に提出したものの写し。添付資料含む）

(2) 武蔵野市に住民登録などがない場合、助成対象要件に該当することを証明する書類

- ・生活保護受給証明書
- ・支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等支援に対する本人確認証の写し
- ・保険者等となっている自治体名を確認できる書類（介護保険証等）の写し
- ・住民税非課税証明書
- ・その他市長が必要と認める書類